

議員提出議案第6号

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年6月26日提出

提出者	鳥取市議会議員	寺坂寛夫
	〃	平野真理子
	〃	勝田鮮二
	〃	前田伸一
	〃	吉野恭介
	〃	魚崎勇
	〃	橋尾泰博
	〃	山田延孝
	〃	上杉栄一

鳥取市議会議長 下村佳弘様

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表し、6月13日、「ギャンブル等依存症対策基本法案」を国会に提出したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

政府においては、ギャンブル等依存症対策基本法の制定とともにギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえた対策の抜本的強化に取り組むことを強く求める。

記

1. 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行うこと。
2. ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
3. アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。こうした取り組みとあわせ、さらにギャンブル等依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

鳥取市議会議長 下村佳弘

内閣総理大臣
内閣官房長官 様